

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について

令和 8 年 2 月 18 日
原子力損害賠償紛争審査会

1. 日程

令和 7 年 9 月 1 日（月）、2 日（火）

2. 目的

- 中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の現場を視察すること

3. 視察委員

大村会長、江口会長代理、笠井委員、鹿野委員、古笛委員、田代委員、手嶋委員、横山委員 計 8 名

4. 視察行程

9 月 1 日（月）

- 双葉町
- 特定帰還居住区域（石熊地区）、双葉駅前を視察。
 - 双葉町役場において、伊澤町長、岩本議長等と意見交換。
 - 双葉町役場において、双葉町民の方と意見交換。
- 大熊町
- 中間貯蔵施設を視察。

9 月 2 日（火）

- 大熊町
- 特定帰還居住区域（新町）、中央産業拠点、産業交流施設等を視察。
 - CREVA おおくまにおいて、吉岡副町長、仲野議長等と意見交換。

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察における 被災自治体等の賠償に関する主な御発言概要

1. 自治体首長等との意見交換

【双葉町】

- ・日常生活阻害慰謝料の賠償に係る終期について、双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された令和 4 年 8 月 30 日までとするよう指針を見直してほしい。本件については、昨年度に内田前会長より文書にて回答いただいたが、回答内容については、当町及び当町民が被った被害の実情を踏まえたものとは言い難く、到底受け入れることはできないことから、改めて要望させていただく。
- ・和解仲介等の手続きによらず、直接請求によって一律に対応できるよう指針を見直すこととともに、審査会にて検討し要望に沿った内容とすること。
- ・営業損害賠償においては、農林水産業者も商工業者も同じ生業であり、業種に問わず賠償基準の平準化を求める。
- ・農業にしても商工業にても代々続いた生業であり、その土地で生業が断たれしたことから、のれん代や看板代などの慰謝料が必要である。
- ・個別具体的な事情に応じてとあるが、全国に避難をしている住民がそれだけの対応ができると思っているのか。
- ・原賠審については、本当に被災地に向き合っていただきたいというのは、町長、議会、町民の皆さんが思っているところ。
- ・営業損害に関しても ADR センターを活用とのことだが、東京電力は「公共用地取得に伴う損失補償基準」をもって、ADR センターで和解まで行かず、引き下がる場面が続いている。公共事業等によって故郷を失った訳ではなく、原発事故によって失っているので、その点を十分考慮してほしい。
- ・避難先で生業を再開することは、並大抵なことではない。そういった苦境を何とか汲み取っていただき、営業損害や精神的損害の終期を避難指示解除までとしていただきたい。
- ・個別具体的な事情に基づいて賠償を主張することについて、恐らく高齢の方は難しいと思う。また、それ以上に突き放されたような感想を抱いている。

【大熊町】

- ・中間指針第五次追補策定後も被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるよう、帰還困難区域等への現地視察、関係市町村からの意見聴取、さらには後続訴訟における判決等の調査・分析等を踏まえ、迅速、公平かつ被害者に寄り添ったきめ細

やかで適切な賠償がなされるよう、自ら定める指針を不斷に見直すこと。

- ・東京電力に対するさまざまな不安感や不信感を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応させるなど、必要な相談体制を確保し、賠償手続きの負担軽減、未請求者への周知や個別訪問等による手続きの支援、これまで以上に被害者に寄り添ったきめ細やかな取り組みを徹底させることを審査会として東京電力に強く申し入れること。
- ・帰還や避難生活の長期化に生じるさまざまな精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応をさせるよう、審査会として東京電力に強く申し入れること。
- ・一時立入したときの証拠書類について体系化されておらず、請求する際に準備ができないという話を聞いている。現在、東電も検討していると聞いてはいるが、もう少し分かりやすくしていただき、賠償請求ができるようにしてほしい。
- ・避難が長期化すると、避難先の方の拠点で地盤ができてしまい、心情的には町に戻りたいと思っていても、拠点をもう一度手放して移り住むということは難しい。年数が経過していくほど、特に高齢の方だが、帰還に踏み切れなくなってしまうところがある。
- ・商工業者の場合は 2 年分の 2 倍の額を一括賠償して終了。一方、農林水産業は現在も賠償が続いているので、平準化を求めたい。商工会は中央省庁に必ず要望活動を行っており、要望書は受け取ってくれるが何も進まない。東京電力に直接行ったとしても進まない。審査会から業種にとらわれない賠償スキームを提案していただきたい。
- ・第五次追補の追加賠償について、住民の方から、自分は対象にならないと思い込んでしまって賠償の請求すらしていないという方が一定数いると聞いている。どういった方が賠償になるのか、分からぬ人であればまず個別に相談いただきたいというような広報をしていただきたい。

2. 双葉町町民との意見交換

場所：双葉町役場

参加者：双葉町民 3 名

- ・毎年審査会において、被災地を訪問しているが、どういう感想を持っているか。商工会の登録業者が震災以降 128 社も脱退している。双葉町では事業再開が見込めないと判断されたのではないか。そのことについてどのように捉えているか。
- ・双葉町は避難指示解除されていない部分がたくさんある。解除後 200 人程度しか

帰還していない中で事業をやるとなると相当ハードルが高い。そういうことも審査会において考えてくれているのか。

- ・農業・漁業については賠償が続いているが、商工業と格差があるのはなぜか。
- ・いわき市や南相馬市などから従業員が双葉町まで通っている。その際の高速代や燃料代、宿泊費などの追加経費について賠償には組み込まれていない。
- ・震災から 15 年になって、双葉町の農業や商工業の復興が一番遅れていると思う。審査会においても復興状況に対してどうにかならないのかと声をあげてほしい。
- ・なかなか除染について話が進んでいなかったが、来年より着工するという話を聞いてほっとしている。一方、帰還して農業何やりますかというアンケートがある。今まで米作りしかしたことのない農家からすると、他の野菜の栽培のノウハウは何もないが、米を作ったところで風評被害などもあり売れるのか。
- ・水田への水路についても、すぐには使えない状態。水路も除染の際に直してくれるのか。
- ・行政区の総会で毎年意見交換会をしているが、今後の農業をどうするのか、全然先が見えない状況で、今後どうしたらいいのか分からぬ状態である。
- ・原発の装置からの事故ではなく自然災害からの事故かもしれないが、だれも住めなくなった状況の中、賠償を途中で打ち切るということは絶対にあってはならない。帰還困難区域が解除されていないところはたくさんある。賠償を打ち切ることなくしっかりお願いしたい。
- ・賠償は受け取っているが、細かい賠償までは踏み込んで受け取っていない。いわき市で仮の事務所を借りていた。震災後 1, 2 年は賠償をいただいていたが、突然、双葉町に戻るのであれば、その分は減額すると言われた。請求するにあたっても、必要な書類を用意することに労力を使う。それをしている時間もないため、それ以降は請求していない。
- ・個別の賠償が全体へ伝わっていない。避難先からの交通費などについて請求すれば賠償がもらえるということを周りの人から聞いた。ただ、自分は避難してから今までの分、請求をしておらず、一切もらっていない。
- ・先ほど委員が、個別の事情に応じた賠償と言ったが、時間と体力がないと請求書類を作成することは困難である。特に高齢の方々については、請求書類を作成するだけでもうおっくうで、途中で請求をしない方が結構多いと思う。
- ・震災直後に ADR で申し込んだが、話が 1, 2 年経っても全然進まず、ADR をやめて東電へ直接請求をしたところ、それなりにスムーズに支払われた。
- ・個別具体的な事情について、高齢者は請求書類の提出が困難と思われるが、商工会としてそういう方の分まで一括して賠償請求することは可能なのか。

- ・双葉町には中間貯蔵施設がある。この中間貯蔵施設にものがあるうちは、何を作っても、風評被害が出てくるかと思う。作物を作っても売れない、怖いところには行けないという話が出てきている。法律で決めた通り、(除染土の搬出を) しつかりやってもらいたい。
- ・高齢の方は ADR の書類を書くことが困難なので、書類を代行してくれる方がいるといいと思う。私が賠償請求した時も、東電の担当の方が家まで来て話を聞きながら書類を作成した。そういう代行や訪問などがあるといいと思う。
- ・こういった貴重な機会をしていただいたので、ここでの話を少しでも反映できるように審査会の場でも考えてほしい。

原子力損害賠償紛争審査会
会長 大村 敦志 様

原子力損害賠償紛争審査会の
今後の審議に向けた
要 望 書

令和7年9月1日

福島県双葉町長 伊澤 史朗
福島県双葉町議会議長 岩本 久人

原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、14年5か月が経過した今もなお、避難を余儀なくされた多くの町民は、43都道府県300以上の自治体で将来への不安を抱えながら長期にわたる避難生活を続けています。

当町では、令和4年8月に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、住民の居住が可能となりましたが、なお町域の約85%を帰還困難区域が占めており、また町内の居住者も現在192名であり、住民帰還が進んでいるとは言えない状況です。

また、改正福島特別措置法により制度創設された特定帰還居住区域については、除染・解体等の取り組みが緒についたばかりであるとともに、残りの帰還困難区域については、解除の方針や時期さえ未だ示されておらず、今もなお、多くの町民がいつふるさとに帰還できるのか不安な中、先の見えない避難生活を強いられており、精神的、経済的に受けている苦痛は計り知れません。

当町はこれまで繰り返し、被害者の一刻も早い救済のため、貴審査会に対して、現地調査や被害者からの意見聴取、民事裁判の判決内容の精査等を反映させた中間指針の見直しについて再三に渡り要望してまいりました。令和4年度に決定された「第五次追補」は、これまでの当町の要望を一定程度反映されたものと受け止めておりますが、町民の置かれた状況や感情に対し十分鑑みた内容であるとは言えない状況です。

今後、中間指針の見直しに当たっては、被害者の救済を早急に図るため、司法の判断を待つばかりではなく、貴審査会において、現地をつぶさにご覧になり、被害住民の声に耳を傾け、より被害者の視点に立って、引き続きしっかりと御審議いただきますようお願ひいたします。

また、東京電力に対し、中間指針は賠償の最低基準であることを深く認識させるとともに、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で「3つの誓い」の厳守と誠意を持った迅速な賠償について、引き続き指導していただきますようお願ひいたします。

町民一人ひとりの被害に対する早急かつ確実な賠償と生活再建の実現に向け、貴審査会においては、以下の事項について取り組まれることを強く要望いたします。

(1) 日常生活阻害慰謝料について

当町では、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、原発事故から11年5か月でようやく住民の居住が可能となつたが、今もなお町域の約85%が帰還困難区域のままであり、避難の状態が続く多くの町民は、いつふるさとに帰還できるのか不安な中、精神的、経済的に被っている苦痛は計り知れず、中間指針で示されている損害の範囲を大きく超えているものと認識している。

このことを踏まえ、昨年まで日常生活阻害慰謝料を含む中間指針の見直しを要望してきたところであるが、令和7年1月28日付けて貴審査会長名で回答された『「原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書」に対する回答』では、今後も中間指針の見直しを検討していくとしながらも、日常生活阻害慰謝料においては、賠償の基準は確定判決に依拠したものであって特定の避難指示の解除の時期を基に設定されたものでないとして、当町の理解を求めている。

しかし、この回答は、新たな確定判決がない限り、双葉町が抱える個別具体的な事情と損害との相当因果関係の可能性を考慮せず、平成30年3月末までを目安とする賠償の対象期間を見直しの対象外とすることを結論付けているに等しいものと言わざるを得ない。

これは、他の自治体に比べ、長期間に及ぶ避難生活により住民の苦しみが継続している実態など、当町の個別事情を一顧だにし

ない姿勢が生んだ結果であり、被害の実情を踏まえたものとは言
い難いと断じるほかなく、到底受け入れることはできない。

以上のことから、貴審査会の定める中間指針において、避難費
用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は、少なくとも当町
の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までと
するよう見直すこと。

(2) 避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害

避難指示区域内の商工業者の営業損害及び就労不能損害の終期については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされていることを踏まえ、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続又は発生しているかを詳細に調査し、地域の現状や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、確実かつ迅速な賠償の実施について審議すること。

(3) 原子力損害賠償の水平展開について

原賠審において、集団訴訟に係る最高裁判所決定や確定高裁判決、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解事例と同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介等の手続によらず、直接請求によって一律に対応できるように指針を見直すこと。

原子力損害賠償紛争審査会
会長 大村 敦志 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和7年9月2日

大熊町長吉田 淳

大熊町議會議長 仲野 剛

- ・原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約14年6か月が経過しました。当町においてはこれまで、大川原地区での役場再開、災害公営住宅の整備、商業施設や交流施設などが開所し、令和4年6月30日には、旧市街地である特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除されました。

これを受け令和6年4月には、下野上地区に、新たに整備された原・大野南再生賃貸住宅への入居が開始となり、さらに、大野駅西交流エリアに整備を進めておりました大熊町産業交流施設「CREVA おおくま」や大野駅西商業施設「クマ SUN テラス」が令和7年3月15日にグランドオープンを迎えるなど、確実にふるさとの復興に向けた取り組みが進展しております。

しかしながら、現在も町土の約半分に及ぶ区域が帰還困難区域であり、今なお、特定復興再生拠点区域外の住民の方は、避難を強いられている状況が継続しております。また、

たとえ避難指示解除となったとしても、町内において安定した生活を送るまでには、相当の時間と労力が必要となります。

令和3年8月31日に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が政府から示され、令和5年6月2日に福島復興再生特別措置法の一部が改正され、避難指示解除による町民の帰還および帰還後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

これを受けて、令和5年9月29日に「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、さらに、令和6年2月2日に計画区域の拡大が認定されました。認定された計画に基づき、令和11年12月末までの避難指示解除に向け、特定帰還居住区域内の除染・家屋解体や道路・上下水道等のインフラ復旧等に取り組んでいるところです。

このような状況の中、今なお多くの町民は避難生活の長期化に伴う精神的な苦痛、経済的な負担を被っており、その内容は、避難が長引くにつれて深刻化し多様化しております。

当町では、町民の負担を軽減するよう、「東京電力福島第

一、第二原子力発電所事故等による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「指針」という。）の見直しを要望してまいりましたが、令和4年12月20日に指針第五次追補が発出され、約9年ぶりに指針の見直しが行われました。

審査会におかれましては、復興の状況だけではなく、目を背けたくなるような当町の現状を十分に御理解いただき、国策として推進してきた原子力発電所の事故により、苦痛を強いられている町民及び事業者の被害実態に即した内容となるよう自ら定める指針を不斷に見直すことに努めていただきたい。

以上を踏まえ、改めて、下記の事項について、その実施を強く要望いたします。

記

1. 適時適切な指針の見直しについて

「中間指針第五次追補」策定後も、被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるように、避難生活の長期化が継続している被害者や被災地の実情をしっかり受け止め、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、帰還困難区域等への現地視察、関係市町村等からの意見聴取、さらには後続訴訟における判決等の調査・分析等を踏まえ、迅速、公平かつ被害者に寄り添ったきめ細やかで適切な賠償がなされるよう、自ら定める指針を不斷に見直すこと。

2. 被害者の視点に立った誠実かつ迅速な賠償の対応について

以下の事項について、審査会として東京電力に強く申し入れること。

(1) 東京電力に対する様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、被害者的心情にも配慮し、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応させるなど、これまで以上に被害者に寄り添ったきめ細やかな取組を徹底させること。

(2) 賠償請求手続きについては、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保した上で、対象となる賠償項目及び請求方法の分かりやすい表記、賠償請求未了者への手続きの一層の周知や、個別訪問等による手続きへの支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応をこれまで以上に徹底して行わせること。

(3) 「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を再認識し、厳守徹底させること。

3. 帰還や避難生活の長期化等に伴う賠償について

帰還や避難生活の長期化により生じる様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行わせるとともに、避難指示解除から相当期間経過後も賠償の対象となる「特段の事情がある場合」については、避難指示解除後の現状をしっかりと把握した上で、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応させるよう、審査会として東京電力に強く申し入れること。

4. A L P S 处理水の処分に関する風評被害への賠償について

一昨年8月よりA L P S 处理水の海洋放出が開始されたが、海洋放出は長期間にわたる取組であり、国や東京電力においては、新たな風評を生じさせないという強い決意の下、徹底した安全対策や正確な情報発信の対応に努め、万全な風評対策を徹底的に講じることはもちろんであるが、それでもなお風評被害が発生した場合の賠償に対しては、農林水産業や観光業、商工業のみならず、あらゆる業種において損害の範囲を幅広く捉え、簡易かつ柔軟な手法により、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うとともに、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、審査会として東京電力に強く申し入れること。